

令和3年9月八峰町議会定例会会議録（第3日）

令和3年9月16日（木曜日）

議事日程第3号

令和3年9月16日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（12人）

1番 水木 壽保	2番 山本 優人	3番 奈良 聡子
4番 腰山 良悦	5番 須藤 正人	6番 芹田 正嗣
7番 見上 政子	8番 菊地 薫	9番 笠原 吉範
10番 芦崎 達美	11番 皆川 鉄也	12番 門脇 直樹

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町長	森田 新一郎	副町長	日沼 一之
教育長	川尻 茂樹	総務課長	和平 勇人
税務会計課長	成田 拓也	企画財政課長	高杉 泰治
福祉保健課長	石上 義久	教育次長	山本 節雄
産業振興課長	山本 望	農林振興課長	浅田 善孝
建設課長	石嶋 勝比古	農業委員会事務局長	工藤 善美
生涯学習課長	今井 利宏	学校給食センター所長	田村 高夫
あきた白神体験センター所長	山内 章	防災まちづくり室長	内山 直光
総務課副課長兼 新型コロナウイルス 総合対策室長	菊地 俊平	福祉保健副課長兼 新型コロナウイルスワクチン 接種対策室長	若狭 正和
農林振興課副課長	堀内 和人	八森子ども園長	大坂 江利子
峰浜ポコ山子ども園長	秋田 裕紀子		

議会事務局職員出席者

議会事務局長 佐々木 高 議会事務局庶務係長 須藤 佳奈子

午前10時00分 開 議

○議長（門脇直樹君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第124条の規定により、10番芦崎達美君、11番皆川鉄也君、1番水木壽保君の3名を指名します。

日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） おはようございます。2日目の一般質問、傍聴の皆さん、ご苦労様です。最初にやらせてもらいます。

通告に従い、一般質問を行います。7番見上政子。

まずはじめに、町内循環バスの運行について、町長の考えを伺います。

すいません、眼鏡曇るので外させていただきます。

4月15日の全員協議会で、令和3年度地域公共交通（巡回バス）について報告がありました。資料の上段には令和3年6月1日から9月30日までの巡回バス路線一覧表、そして下段には令和3年10月1日から令和4年3月31日までの巡回バス運行表があり、秋北バスの運行は記載されていませんでした。このことについて6月議会でも一般質問しましたが、担当課に、この運行では孤立する人が増える、大変なことになると提言してきました。町のお知らせ版を見て、町民から、これでは困ると切実な声が寄せられました。

8月30日の全員協議会で9種類の資料が提示されました。これで能代までのルートは秋北バスが休止しても巡回バスで安心して利用できると、重い病気を抱えながらもほとんど毎日のように利用している人、障がい者施設に毎日のように利用している人は胸をなで下ろしています。担当職員が個別に聞き込みをしたり、利用者からアンケートを取ったりして出来上がったルート作成と時刻表を見て、並々ならぬ努力があったと敬意を表します。

しかし、全ての問題が解決したわけではありません。町民の中には、秋北バスを利用して町内で毎日働いている人がいます。また、最近、東八森駅周辺はチェーン店の大型店舗が次々と営業され、能代まで行かなくとも買い物ができる、また、歯科診療所2カ所、さらに診療所があります。年々進む高齢化は深刻です。能代まで出かけることはハードルが高い人も出てきます。そうすると町内の循環バスは大変重要なものになってきます。運行表を見ると、運転手の空き時間を利用して町内循環バスを走ることができると思います。町内産直の買い物、ハタハタ館、ポンポコ山、御所の台の花見、食事等々、乗り合わせができます。

提示された資料の全ては、令和4年3月までの試行運転、秋北バスは廃止ではなく中止、仮の時刻表となっています。試行期間は6カ月期間しかありません。当初、お知らせ版を見て、これでは駄目だと皆さんパニックを起こした理由の一つは、病院の予約が取れないということでした。病院の予約は3カ月前からのものもあります。高齢者、病院、病人、障がい者は、今の運行で良かった、また、無料であることに助かっています。このまま続ける考えはないか伺います。

次に、町民税の減免申請の簡素化について考えを伺います。

令和2年度の滞納額収入率は、個人町民税15.91%、固定資産税10.45%、国民健康保険税12.1%となっています。というのも10年前の滞納額を払っているからです。支払計画を立てて、月々の支払いは一律3万円と言われたという人もいます。払えない金額では滞る要因になります。生活実態に見合った支払い金額にしないと、いつまでたっても借金の呪縛から解放されません。不納欠損制度があり、5年であることもそのようなことからではないでしょうか。税金の未納は、多重債務に陥る危険性があります。条例では減免制度が載っています。しかし、規則で家族全員の資産調べに同意しないと申請できないことが減免申請にブレーキをかけています。担当する職員、金融調べをする金融機関も大変だと思います。職員を責めるつもりはありません。町長の判断ひとつで取りやめることができます。

通帳調べは職員間で安易に行われている傾向があります。持っているのが分かると、すぐコピーされます。しばらくかかるので、何ページにもわたって写し取っているのではないのでしょうか。他市町村では考えられない行為です。

コロナでの申請、減免申請は、ペーパー一枚で簡単なものであると担当職員から説明がありました。ところが規則をダウンロードしますと、災害時の項目を除いても6ペー

ジにわたる申請書になります。藁にもすがる思いで申請する人がそのような書類を書けますか。できそうもない書類を作る、正に弱い者いじめではないですか。北秋田市では金融機関調べは違法であるとして裁判で負けているのにと、何度も町長に質問してきました。町内、県内どこでもやっていないこのやり方をまだ続けるお考えですか。

最後に、コロナ感染から妊婦と子どもを守る町の対策について伺います。

妊婦のワクチン接種は非常に大事であることが、千葉県柏市の妊婦さんがコロナ感染して、受け入れ機関がなく自宅療養を余儀なくされ、自宅で早産し、赤ちゃんが死亡したという痛ましい事件がありました。当町ではワクチン接種を優先的に行ったというニュースがありました。現在、妊婦さんは何人いて、接種は優先的に受けられているようになっていのでしょうか。コロナ感染した場合の医療機関は、近隣市町で受け入れられるような申し合わせをしているのでしょうか。

また、10歳未満の子どもの感染が急激に増えています。大仙市では保育園のクラスターが発生しました。子どもの感染は、まず家族からです。家族の中には移動の範囲が大きくならざるを得ない方もいます。保育園、学校では家族環境をできるだけ調査して、県外の往来があった場合、家族全員のPCR検査をし、濃厚接触があった場合、自宅待機をお願いします。その際、費用は町で負担することを考えませんか。

また、今、高校生の感染が問題になっています。毎日、感染者数の中に高校生がいつも含まれています。国でも高校生対策をすると発表しています。高校生については、町の診療所で全面的に行えるよう考えませんか。大変でしょうが、そこまでやらないと子どもに感染が広がってしまいます。

小・中の先生方のワクチン接種はもとより、子ども園の先生方、学童クラブの先生方のワクチン接種は終えているものと思っています。国では抗原検査キットを配布する考えですが、当町ではどのように行っていく考えでしょうか。移動する機会が多い家族には優先的に配布し、検査してもらうことが大事ではないでしょうか。

衛生的な面とかは私は詳しくないのですが、秋田市では保健室で保管すると報道されています。しかし、立憲民主党のコロナ対策室長、逢坂国会議員は、2日、報道では、学校での検査は危険である、やめるべきであるということが書かれていました。万が一、児童生徒、幼児が感染したらどのような対処の仕方を考えているのでしょうか。

以上について、ご答弁のほどよろしくお願いたします。

○議長（門脇直樹君） 7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） おはようございます。

見上議員の細かい配慮、本当にありがとうございます。

それでは、見上議員のご質問にお答えいたします。

はじめに、「町内循環バスの運行」に関するご質問にお答えします。

巡回バスにつきましては、利便性が高く、効率的な地域公共交通システムの構築に向け、現在試行運転に取り組んでいるところです。

8月24日に開催した八峰町公共交通会議において、65歳以上の世帯や利用者へのアンケート調査で、行き先と到着希望時刻が最も多かった、「能代厚生医療センターへ8時半前に到着する」という計画が承認されましたので、10月1日以降はさらに利便性の高い形で試行運転できるものと考えています。

「最近八森地区に建設された大手チェーン店や町内にある5つの病院を、巡回バスの空き時間を利用して循環バスを運行する考えはないか」とのことですが、巡回バスの車両については借上げ車両で対応し、運転業務についてもバス事業者に委託することとしています。

したがって、運行時間帯の運転業務を委託するものであり、運転業務以外の時間帯にどこかの空き部屋で待機してもらうような形をとるわけではありませんので、巡回バスの空き時間は生じないものと思っています。

また、ご提案の町内循環バスについては、循環するルートの設定、各集落からのアクセス、循環する回数や時間帯、必要な事業費など、一朝一夕には決められない多くの課題があり、大変難しいテーマであると考えます。

いずれにいたしましても、巡回バスのような複雑で難しい新しいシステムを構築するには、運行するための大きな骨格を作り上げていくことが大事でありますので、ご提案の町内循環バスについては、これまでご提案されたことも含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

巡回バスの乗車料金の無料化につきましては、試行運転期間中は無料にすることとしておりますが、本格運行に移行する際には、あまり利用者の負担にならない範囲で有料化にすることも含めて検討してまいりたいと考えています。

2問目の「町民税等の減免申請の簡素化」についてお答えします。

町民税等の減免については、地方税法において、天災その他特別の事情がある場合において税の減免を必要とすると認める者、貧困に因り生活のため公私の扶助を受ける者

その他特別の事情がある者に限り、当該地方公共団体の条例の定めるところにより、税を減免することができる旨が定められております。つまり、罹災や貧困、著しい所得の減少などのため税金を納める能力がないと判断される場合に、条例及び規則に基づいて免除することができることになっております。いわゆる担税力がないと判断された場合であります。

担税力の有無について、規則では、生計を一にする親族を含む納税義務者の給与、年金、退職金、保証金その他全ての収入及び預貯金、保有資産などを総合的に判断し決定することになっております。

このため当町では、減免の申請に当たって、申請人及び世帯員の預貯金等を確認するため、金融機関に照会することを同意していただく同意書の提出を求め、金融機関へ預貯金照会を行っております。

議員の「行き過ぎた個人情報調べは法に触れるのではないか」については、地方税法に定められる公的救済を受けるものである以上、多額の預貯金を保有しながら税の減免を受けることは社会通念にもそぐわないことから、預貯金額を担税力の審査に用いることは合理性がありますので、「行き過ぎた個人情報調べは法に触れるのではないか」という議員のご指摘には当たらないものと考えております。

次に、「税の減免申請以外での通帳等資産の内容をコピーすることが常態化していないか。同意書を求める習慣が拡散しているのでは」につきましては、現在、福祉保健課で所管する事務手続きとして生活保護申請、介護保険負担限度額認定申請、特別障害者手当受給申請、自立支援受給者証申請、障害福祉サービス受給申請の5種類の申請に伴い、非課税収入も含めた審査が必須となっており、これらは進達事務及び権限移譲事務であり、県の指導による指示を受け、ご本人の同意により写しをいただいております。

町といたしましては、今後とも、税の減免に当たっては、税負担の公正公平という観点から、また、他の納税者に疑念を抱かせ納税意欲を失わせることがないように、慎重に対応していく必要があるものと考えています。

また、「書類の簡素化について書き込み量をできるだけ減らせないか」については、申請手続き上、欠くことのできない必要な情報のみご記入いただいておりますので、現状のままで対応してまいります。

3問目の「コロナ感染から妊婦と子供を守る」ご質問にお答えします。

まず、妊婦の感染対策については、厚生労働省から発出された令和3年8月23日付け

の事務連絡に従って対応しております。

これによりますと、日本で承認されている新型コロナワクチンについては、妊娠等に悪影響を及ぼすという報告はなく、妊娠中の者は予防接種法上の努力義務の適用は除外されているものの、予防接種法に基づく接種勧奨の対象とされています。

こうしたことを踏まえ、各自治体に対し、妊娠中の者及び配偶者等が希望する場合には、できるだけ早期に、円滑にワクチン接種を受けられるよう可能な範囲で優先することとされております。

これを受け、町では、8月25日現在の母子手帳保持者に配偶者を含む都合を確認し、優先予約を実施いたしました。都合のついたご夫婦は、8月28日の集団接種にて優先的に接種を済ませたほか、その他のご夫婦についても予約等の対応を済ませております。

次に、質問3のその1の前段、家族の行動範囲を把握するなど注意を促す必要性等についてお答えします。

町民の皆様のご行動を把握することは困難でありますので、役場職員で申し合わせていることをご説明します。

会計年度任用職員を含む全ての役場職員は、職場における感染防止に向け、「密閉」、「密集」、「密接」のいわゆる三密の回避、30分に1回以上の換気、こまめな手洗い、電話・パソコン・デスクなどの消毒、飛沫防止のためのマスクの着用などを徹底することとしています。

さらに、緊急事態宣言区域やまん延防止等重点措置区域への出張等は原則行わないことや、それらの地域から訪問される企業等との面会についても、電話、電子メール、ウェブ会議システムの代替などで対応することとし、できる限り面談の機会を設けないように配慮しているところであります。

また、やむを得ない事情により、職員または同居の家族が緊急事態宣言区域やまん延防止等重点措置区域への往来があった場合は、県外移動届の提出を義務づけるとともに、当該職員が自己負担で民間検査機関等が実施するPCR検査等を受けることとし、その結果が陰性であることを証する書面の提出があり、かつ発熱等の体調異常がない場合、業務に従事するよう指示しております。

会計年度任用職員を含む全ての職員に対しましては、引き続き、家族も含めた感染防止対策を徹底してまいります。

そして、町民の皆様には、国内はもとより、県内、能代保健所管内の状況の変化に応

じ、防災無線等を活用しながら、節目節目において、引き続き、マスクの着用やこまめな手洗いをはじめ、県外との不要不急な往來の自粛、三密の回避、日常会う人以外の方々との接触の自粛など、感染予防対策の徹底をお願いしてまいります。

また、PCR検査費用の補助につきましては、財源確保に向けた情報収集に努めながら、今後検討してまいります。

なお、5日間の自宅待機の呼びかけについては、町民の皆様への行動制限となりますので困難であると考えますが、不要不急な県外との往來自粛等、感染予防に協力していただけるよう注意喚起してまいります。

次のその2につきましては、教育長より回答しますので、その3の高校生以下のワクチン接種の計画についてご説明いたします。

12歳から15歳までの接種につきましては、秋田県医師会からの通知において、原則、12歳以上の小児の接種は、個別医療機関で実施することとされております。また、集団接種の場合は、小児科医を含む複数の医師のもと、保護者同伴でプライバシーへの配慮が条件とされております。

当町のような小規模町村においては、保護者を含めたプライバシーへの配慮が難しいことや、能代山本管内の小児科医の絶対数が少ないことから、集団接種ではなく個別接種で対応することとしております。

このため、該当する小児の接種券には、その旨の詳しい内容や接種可能な医療機関などを記載したチラシを同封し、7月末日に接種券を発送いたしました。

なお、8月末日現在の小児の接種率については、1回目接種が22.3%、2回目接種が1.8%となっております。

次のその4につきましては、教育長より回答いたします。

○議長（門脇直樹君） 川尻教育長。

○教育長（川尻茂樹君） おはようございます。

それでは、3問目のその2、その4につきましては私の方から答弁させていただきます。

「保育現場、教職員のワクチン接種はどのくらい進んでいるのか。抗原検査キットはどのように活用していくのか」とのご質問についてですが、学校及び子ども園のいずれの教職員も、9月中にはほぼワクチン接種を終える見込みです。

また、抗原検査キットについては、子ども園の職員用として、県から1施設当たり1

箱（10回分）が配布されています。

活用方法は、職員が勤務中に発熱等の症状がある場合は健康チェックシートで確認し、園長の指示で抗原検査キットによる検査を実施します。

次に、「万が一子どもが感染した場合どのように対処するのか」についてですが、学校における児童生徒及び教職員に対してのガイドラインを作成しており、これに従って対応をしています。

児童生徒が陽性と認められた場合は、当該児童生徒は出席停止とし、保健所の意見を聞いた上で、学校、学校医、教育委員会が協議を行い、臨時休業（学年閉鎖・休校等）の判断をします。

学校再開については、濃厚接触者が陰性と判断される。校内の消毒作業が終了する。その後、保健所の意見を聞いた上で、学校、学校医、教育委員会が協議を行い判断します。

また、8月20日に県教育委員会から依頼を受けたことから、保護者に対して、緊急事態宣言区域、まん延防止等重点措置区域と往来した児童生徒について、帰県後、5日間程度の自宅待機、可能な限り抗原検査等を行っていただくよう協力依頼しています。

○議長（門脇直樹君） 7番議員、再質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 再質問を行います。

まず1問目の循環バスについてですけれども、ルートを見ますと、まあ課長とも話したんですけれども、ルートを見ますと、岩館方面考えた場合、岩館から7時5分に出発したバスは道の駅に8時に着いて、で、そのバスがまた8時45分に岩館から出発するというので、これが遡って上に上がっていくわけですよ。それから、この時間、これはどうしてもこれが走るルートですので、この間に折り返し、折り返し地点はどこどこと止まると、3カ所くらい止まる。こういうことは可能ではないですか。まあ秋北バスを利用して仕事をしている人もいますので、まあ個別的に対応すると言いますけれども、個別ではやはり町民の了解は得られないと思うんですね。特別扱いはしないで、折り返しのバスは何カ所かに止まる、こういうことは考えませんか。

○議長（門脇直樹君） ただいまの再質問に対し、当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今、何カ所かに止まるというふうなお話をされてましたけど、どこに止まるんでしょうか。そこの、それをどうやって選定するのか。

それと、巡回バスの部分については、回るコースは簡単にできると思いますよ。だけ

れども、今のまあ10月からの試行運行、その部分を考えた時に、前の部分の試行運行考えてみてください。6ルートプラス岩館線、大久保岱線です。大久保岱線は重複してますから、岩館線含めて7つのルートを走らせたのを、これを今回5ルートに編成し直したんです。そのこの部分の部分は先ほどお褒めいただいてありがたかったんですが、そのこの部分の細かい時刻表も含めて今回作ってるわけです。だからそのこの部分と、それから、そこまでしなければ町内の循環バスはできないんです。要は、岩館、八森地区だけ考えれば一つのルートでできるかもしれませんが、じゃあ、峰浜地区、大信田方面、それから石川方面、内荒巻稲子沢、それから郷坂、そちらの方の部分も含めてやっていかなきゃいけませんので、そう簡単にいかないんです。だから、今まずこの部分7つから5つに絞った部分の作業でも大変ですし、これからまたいろいろ出てきますので、そのこの部分については、まずそこをはっきりさせてから、見上議員からは今回だけでなくこの前にも様々なご提案いただいておりますから、そのこの部分を含めて検討させていただきたいというふうなそういう考え方があります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 私は何カ所に止まることを私がしゃべれば私のおりになるのかどうなのかあれですけど、それは当局の考えることであって、例えば今本当に困っている、秋北バスが休止することによって仕事ができない人がいるということについて、そのことについて個別的に対処するというふうなことでしたけれども、それだったらそういうふうなことも考えられるのではないですかということまで話をしています。堂々巡りになるんだったら時間ももったいないです。このことは是非、生活がかかってますので考えてもらいたいと思います。

それとですね、まあ料金設定なんですけれども、有料化を考えているということで、今回費用がかかるのは、おらほの館から能代までのルートなんですけれども、秋北バスを利用してきた人たちは、障がい者の場合、半額補助なんですよね。半額補助で、で、もし半額補助、おらほの館からだけの半額補助、それと巡回バスのお金がかかるんだったら、前よりも高くなったっていうことであつたらこれはちょっとやっぱり困ると思うんです。そこら辺はですね、障がい者は必ずこのバスを使わないと施設に行けません。障がい者というのは、自分のルートが絶たれるっていうことで、もうパニックを起こしてしまうんです。もう月曜日から金曜日まで行けるのが1日行けなくなった、どうしようどうしようっていうことで大変なパニックを起こして、もう死んでしまいたいと思うくらい落

ち込んでしまう、そういうふうに家族は言っています。そういう意味でもですね、安心させる意味で、前よりも高い金額になってしまえばこれは大変なことであるので、この辺も考慮してもらいたいということと、それから、高齢者はこのバスは必要不可欠なものです。そういうことを考えますと、どのような料金設定をするのか、まあ無料にはならないということですが、他市町村で行っているように障がい者と高齢者は無料にするとか、そういうことも配慮すべきではないかと思いますが、今一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 先ほど答弁で、無料にするというふうな、無料にするというか有料にするというふうな形の答弁ではありません。有料も含めて検討させてほしいというふうなそういう答弁です。というのは、まあ現実問題として、その利用者からの料金でこの巡回バスの費用を賄うとかそういう考え方はありません。本当に全部ただでいいのかっていう部分があります。今の料金の話出てましたけど、今現在、岩館からバスステーションまで970円です。それが320円になります。630円少なくなります。それと、大久保岱線は740円から320円ですので410円少なくなります。だからその部分に関して500円とか、それから1,000円とかそういう話は一切考えてません。まあ100円なのか200円なのか、他市町村もそういう形でやっていますから、まあそういう部分についてどうすればいいのかっていう部分を試行運行しながら、また利用者へのアンケートもしながら、こう探って決めていきたいというふうなそういう考え方です。もちろんね、いわゆる利用料金が高くなって、まあこの自体が、今の10月からの部分は、まあ一番のコンセプトは、より利用者の人方が利用したい時間帯に、より低運賃で、より早く、より多くの町民に利用していただけるというふうなそういう考え方で作ってきていますので、そういう形で利用料金が今よりも高くなるということはそれは毛頭考えてませんので。

それから、高齢者と障がい者等の無料化、無料部分については、これも今そこまで考えてませんので、それも今見上議員から提案ありましたので、それも含めて、ほかの市町村の例も見ながら対応していきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） あと1点だけちょっと伺います。

これは来年の4月からまた改正されるわけですが、いずれも3カ月前には町民にこれを示さないと、病院の予約が取れないということで質問通告にも出しましたけれ

ども、これが本当に大変なことになるんです。もう病院でみんな騒いでるような感じ、受付の窓口で騒いでるような状態だということをよく聞いてます。その辺ですね早めに提示してもらって、まあ時刻表はこれで変わらないんだということだけでも示していかないと、またまた大変なことになると思います。このことだけちょっとお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 今ようやく見上議員からのいろんなご意見もありました。その部分を踏まえて、バス事業者と、それから能代市と、それから国の方のアドバイスもいただきながら、ようやくまず一番アンケート調査で多かった8時半前までに厚生医療センターに到着する、その部分の試行運行表がようやくできたんです。それも地域公共交通会議で認めていただいたんです。だからその部分については、まあこういう形でいくんですが、ただ、この部分の時間帯で動かしてみた場合に利用する方がこれでいいのかどうなのか、その部分を確認するために今試行運行やるわけですから、まあ3カ月前に出せっていうふうな形になるのであれば、その部分についてはそういう認識を持ちながら試行運行していきたいと思います。

とりあえずは一番アンケートで多かった能代厚生医療センターまでに8時半前に着くっていう部分に関しては、今ようやく調整して出来上がったところですので、その部分の満足度をこれから確認しながら、まあ私自身はこの時間帯で動かないと思いますけれども、その部分も利用された方々の意見も聞きながら、もっと改善する方法があるのであればその部分について案を作って、バス事業者等と調整しながら決めていきたいというふうに思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） その点は、本当にきめ細かい、8時半までに病院に入れるとか、いろんな意見を全て組み入れて作ってもらえたなということで、本当にこれは感謝しています。ですので、あと今一つ、試行運転ということですので、これを試行じゃなくてはっきり4月からできるまでのこのルートというのを明確に出してもらいたいと思います。

以上で、答弁は要りません。巡回バス終わります。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） はい。減免申請です。

町長、本当にこれ本心なんでしょうかしらね。私は本当に疑問に思うんですけれども、まあ全体的にどこでもやってないし、それで町長は、同一家族同一世帯、全て年金から

何から全部洗いざらい調べてそれを出すということで、そのうちに子どもがお年玉の通帳を持っていた場合、これもカウントされるんですか。本気でこういうことを考えてるんですか。もう一度答弁をお願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） この質問部分については、見上議員から毎年質問されています。答弁は常に同じです。まあそこまで、まあいろいろお話したいことはあるんですけど、減免の部分は、まず憲法30条の部分に、国民は法律の定めるところにより納税の義務を負うというここが出発点です。その部分の憲法で定めた義務を免除する、この部分に当たっては、納税してる方々にいささかも疑念を持たれてはいけない、そういう気持ちがあります。ですから一貫して、平成30年の時の質問から一貫して答えは同じなんです。

して、見上議員は、ほかの市町村やってないというふうな話されますが、確かに通帳残高を金融機関にはそういう部分は私どもの方かもしれませんが、ほかの市町村でも通帳の写しはいただいているっていう話は伺っております。ですから、基本的に考え方は一緒なんです。

担税力、憲法で定められた部分を免除する場合の担税力があるかないかの部分をどうやって調査して、そうやってその納税されてる方々の部分に疑念を持たれないようにするかという部分がポイントだと思ってますので、その部分に関してはこれまでと同じ考え方で、やっぱり生活を一にする形の親族等の皆さんから一人一人、まあ北秋田市の例もお話なされましたけれども、あれは世帯主が家族の部分も含めてみんなの同意してるから問題なってるんであって、今の八峰町の部分は世帯主と、それから申請者と、それから世帯員全員から同意をもらった形で行っておりますので、まあそういう部分もご理解いただきたいと思います。

いずれ本当に、まあこの部分に当たっては納税の義務を果たされている方々に疑念を持たれないように、しっかりと慎重にやっていく分野だというふうに思っております。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） いろいろありますけれども、時間もないので。私が聞いているのは、金融機関調べ、これが子どもの通帳まで調べますかということを探ねてる。一言お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） これも前の、まあ成田課長の前の今井課長が答弁してますけれども、生活を一にする家族であればそれは調査させていただきます。そういう考え方があります。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 能代市も全部書面でやってるんですね。で、書面が6ページもあります。で、必要のないところは、当局の方で必要のないところは削除した方がいいと思う。文章が2回にわたって文章書かなくちゃいけないんですね。そして、その資産調べもちゃんとあります。どこの金融機関ですか。で、金額どのくらい入ってますか。そういうところもある。生命保険は家族で何人入ってますか。それで負債はありますか。誰か援助してくれる人がいますか。まあこれは生保と同じようなとらえ方になってしまいますけれども、それでもですね、この資産調べひとつでこれが全部書類審査されるんですね。こんなに詳しく書いてるんです。で、まあ金額は、残高はここに何ぼ何ぼ、で、預け入れ先はどこって書いてますので、このほかにもいろいろ書くところがいっぱいあります。で、こういう書面で審査できないのか。コロナの場合はもう本当に紙一枚で簡単にできますけれども、こういうことをやはり改正していくべきではないですか。金融機関調べ、これはもう本当に縛るものであって、がんじがらめに縛りつけて、人を信用してないということです。この書類にちゃんと書くべきところがありますので、これを利用する、こういう考えはないのか一言お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 現在の減免申請書の内容。減免申請をする税。その減免申請の事由、理由。それから生活保護を受けてるかどうか。家族の状況がどうか。収入の状況はどうか。この部分でいっぱいありますけれども、書く欄はごく、全部書く部分ではありません。それから資産の保有状況はどうか。ほかから補助を受けてるかどうか。あと、まあコロナの部分も含めて所得が減収する理由は何か。それと最後に同意書の部分のそういう形ですので、ここの部分の項目については、担税力があるかないかの部分に必要なそういうものだと思いますので、これはやっぱりその減免申請を受けていただく以上は、そこの部分についてはやっぱり書いていただきたいというふうな形で思います。で、ここに書いてる部分がどうかという部分で、これだけで審査しなさいって言っても、その部分はほかの市町村もそれだけじゃなくて通帳の写しとかそういう部分をいただいてやっぱり確認してるんだというふうに思っています。私の方もその通帳の写しをわざ

わざ出してもらうよりは、一番最後の同意書で、まあ申請人と世帯員の方々から同意いただいて、そちらの部分の照会を私の方で金融機関にやるというふうなそういう形の方が、まあ負担の部分でもよろしいかなというふうな形で思っています。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） これでは減免申請を出す人が少ないのは当然のことだと思います。やはり10年も前から税金を払えない人たちというのは、そこ、その人たちはほとんどこう人数調べてみますと資格証明書、それから短期保険証明書、こういうのを発行している人たちではないかなと思います。そういう人たちのことを少しでも軽くするためにも、減免申請書を受けやすくするまあ考えがないようですので、あれです。

それと福祉課の方ですね、5種類の申請書に申請する場合に通帳のコピーを撮るとのこと、これも驚きました。1つだけかなと思いましたが、これ、ですからやっぱり頻繁にコピーを撮る、通帳をコピーを撮る習慣がもう職員の間にもまん延してる、これはやっぱり町長の姿勢ではないかと私は思っております。

答弁は要りません。以上です。

○議長（門脇直樹君） 続けてどうぞ。

○7番（見上政子さん） コロナについて伺います。

私がちょっと一番心配してるのはキットとかいろいろありますけれども、国の方でも心配してるやっぱり高校生の移動がすごい多くて、それが家族に影響を与えているということが報道されてます。高校生はこれから受験と、それから就職試験。昨日も何か全国一斉に就職試験が各会社で行われて、就職する、都会に出る子どもたちは何か都会に向かっているようです。そういう、まあ町内ではそういう子どもは何人もいないと思うんですけども、まあそういうふうな心配がある人たちは、診療所でも受けられますよ。で、高校生は1人で住んでるわけではありません。必ず家族と一緒に住んでますし、小さければ小学生も一緒に住んでます。そういう意味で、やっぱり検査と、PCR検査と、それからワクチン、これが一番食い止める条件ではないかと思えます。そういう意味で町長の考え、もう一度お願いします。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） PCR検査とワクチン、まあワクチンの部分については、いわゆるプライバシーを守るというふうな観点から、まあプライバシーの内容ですけど、ワクチンを受けた人と受けない人が特定されないということです。何で受けないのかと。

受けた人からすれば何で受けないのとかっていう形のそういう特定されないということが必要なるので、そのためには我々のような小さい町村では守れない。したがって、医師会の方から、個別医療機関で、まあ小児科医の先生がいるところで受けてくださいよというふうなそういう取り決めになってますので、その部分については診療所でやれって言われてもそれは無理です。そういう取り決めになってますから。

それからPCR検査、まあ基本的にはPCR検査はこれどこでもやれるようになればいいんですけど、今現在は、ちょっと石上課長、そのPCR検査の状況だけ教えてください。

○議長（門脇直樹君） 石上福祉保健課長。

○福祉保健課長（石上義久君） 見上議員の質問にお答えいたします。

今現在、PCR検査につきましては、国から学校の方に提示されているものがありますがすけども、今後、当然のことながらワクチン接種の接種率が高まり次第、人流の活性化並びに観光客の往来、その他事業が相当進められていくと思っておりますので、そういった事業の中で、今後の財源をいろんな形で情報収集して前向きに取り組んでいきたいと考えておりますし、もう既にどのような予算試算が組めるのかどうかに着手している状態ですので……

○町長（森田新一郎君） でなくて、この診療所で高校生、PCR検査してほしい。そういうこと。

○福祉保健課長（石上義久君） 大変失礼いたしました。

PCR検査につきましては、医療機関が指定されたところでなければ受診できませんので、今現在、町内では受診できません。で、能代山本郡内につきましては、ジェイコー秋田病院と能代医師会病院と2カ所で実施されております。現状、単価的には2万円前後の負担という形になっております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 教育長に伺います。

検査キットですけれども、まあ保育園の方に1箱何か行ってるっていうことですが、あと小・中学校のキット、何か町長が前にキット8万円、うん、80万だから購入するかということがありましたけれども、小・中学校でのキットの扱いについて何か進んでるんでしょうか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 見上議員のご質問にお答えいたします。

先ほど教育長答弁いたしました。子ども園につきましては、職員用、保育士用ということで国の方から1箱ずつ配布されてございます。で、これに続いて国の方から学校の方に関しましても、教職員用ということで配布を予定されております。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） それは教員用と保育園の先生用のようですねけれども、子どもが熱が出たと、ちょっと様子がおかしいとかそういう場合も学校でキットで検査できる、そういう仕組みになってるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。山本教育次長。

○教育次長（山本節雄君） 今現在の抗原検査キットにつきましては、小児につきましては、鼻の奥まで入れ込んで検査するキットですので、危険が伴うということで大人の方で使って下さいということになっておりますので、子ども用での使用は考えてございません、現状。

以上です。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 町長に伺いますけれども、その検査キットは町全体で購入してるとか保管してるとか、そういうことがあるんですか。

○議長（門脇直樹君） 当局の答弁を求めます。森田町長。

○町長（森田新一郎君） 町の方で今回のいろんなコロナ対策予算を活用しながらやっている部分のメニューの中には、この抗原検査キットっていうのは入っておりません。

○7番（見上政子さん） 入ってない。

○町長（森田新一郎君） はい。

○議長（門脇直樹君） ほかに質問ありませんか。7番見上政子さん。

○7番（見上政子さん） 答弁の中で、やっぱり子どもを守るっていうこの力強い発言があまり見られなかったと思います。子どもたちをいかにガードして、大人の感染から、家族感染から子どもを守るのかというこういうのを、プライバシーとかまあいろいろあるでしょうけれども、子どもを守る立場から指導者の方からお願いするとか、もしあったら申告してくださいとか、町の方でもお知らせ版でそういうことに高校生には注意し

てください、こういうことを発信してほしいと思います。

以上で終わります。

○議長（門脇直樹君） これで時間となりましたので、7番議員の一般質問を終了します。

休憩いたします。11時2分より再開いたします。

午前10時56分 休 憩

.....